

25 福保高施第1850号
平成26年2月25日

東京都内有料老人ホーム設置者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設支援課長 福 留 敬 一
(公印省略)

平成26年4月からの消費税率引上げに伴う
有料老人ホームに関する諸手続について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）」に基づき、平成26年4月1日から消費税率が8%（現行5%）に引き上げられることとなりました。

消費税率の引上げに伴う諸手続について、下記のとおりお知らせしますので、適切な対応をお願いします。

記

1 変更届提出について

有料老人ホームにおいては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第2項の規定により、入居者の費用負担額に変更を生じた場合にあっては、その旨を届け出ることとされています。

今回の消費税率引上げに際して、見かけの負担額に変更が生じることが予想されますが、その際の届出の必要の有無等については、以下のとおり整理することとします。

(1) 提出の要否

ア 税抜価格に変更がない場合（消費税率の変更によってのみ、税込価格に変更を生じる場合） **変更届不要**

イ 税抜価格に変更がある場合 **変更届必要**

(2) 提出方法

上記（1）イにより変更届が必要となる場合は、以下により提出してください。

ア 提出方法は東京都有料老人ホーム届出に係る事務取扱要領（平成23年5月19

日決定23福保高施第394号)によることとします。

なお、料金を変更する場合は、同要領第4の2により都への事前協議を求めているところですが、入居者の負担を軽減するため、税込価格(税率8%)の100円未満引下げ(月額利用料については1月当たり。ただし、利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料については、1回当たり10円未満引下げとする。)を行う場合の税抜価格変更については、変更届提出にあたっての東京都への事前協議は不要とします。

イ 変更届の添付書類は同要領別表2のとおりとします。

なお、税込価格(税率8%)の100円未満引下げ(月額利用料については1月当たり。ただし、利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料については、1回当たり10円未満引下げとする。)を行う場合の税抜価格変更については、事業収支計画(30年分)の提出は不要とします。

ウ 提出期限は平成26年4月30日(水曜日)とします。

【留意事項】

- ・ 税抜価格に変更がない場合であっても、入居者が実際に負担する費用の額に変更が生じることから、入居者への丁寧な説明を必ず行ってください。
- ・ 入居者の費用負担を軽減するため税抜価格を引き下げる場合も、その旨入居者に丁寧に説明してください。
なお、消費税相当額の全部又は一部を減額しかつ消費税との関係を明示する表示(例「消費税率上昇分値引きします」)は、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。)」第8条第2項により禁止されていますのでご注意ください。
- ・ 特に税抜価格を引き上げる場合、「消費税率の引上げとは関係のない値上げを含んでおり、更に消費税率の引上げに伴って税込価格が引き上がること」を入居者に十分に説明してください。
- ・ 合理的な理由がないにもかかわらず、消費税率の引上げにあわせて、いわゆる「便乗値上げ」を行うことは厳に慎んでください。

その他詳細は、別添の厚生労働省老健局高齢者支援課長通知(平成26年1月14日付老高発0114第1号「消費税率の引上げ等に伴う有料老人ホーム事業の運営における留意事項について」。以下「国通知」といいます。)の「2. 届出の取扱について」を参照してください。

2 重要事項説明書について

老人福祉法第29条第5項により入居者及び入居希望者に対して開示することが義務付けられている有料老人ホームの重要事項説明書について、以下のとおり対応してください。

(1) 料金表示方法

消費税転嫁対策特別措置法第10条により、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例（総額表示義務の特例）が設けられているところです。

一方、有料老人ホームの利用料金には、消費税の課税対象となる「役務の提供に係る対価の額」と、課税対象外となる「家賃」の両方が含まれており、その内訳は施設により異なるため、税抜表示のみでは負担すべき金額の総額を消費者が自ら把握することは必ずしも容易でなく、また入居時に支払う前払金は一般に高額となるものことから、重要事項説明書の料金表示は総額（税込）表示が望ましいものとします。

なお、やむを得ない理由により重要事項説明書に税抜価格を表示する必要がある場合は、それが税抜価格であることを明示した上で、課税対象となる部分の金額と対象外の部分の金額をそれぞれ示すようにしてください。また、消費者の利便性に配慮する観点から、同法第10条第2項において、総額表示義務の特例を適用する事業者は「できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない」と規定されており、税込価格表示を検討するようにしてください。

(2) 重要事項説明書の見直しについて

重要事項説明書は、上記(1)の考え方により料金表示を適切に見直した上で、入居者及び入居希望者に交付してください。

なお、上記1(1)により変更届の提出が不要となる場合、見直し後の重要事項説明書の東京都への提出は不要です。

3 東京都内有料老人ホーム一覧の料金プラン情報更新について

東京都では、都内に開設している有料老人ホームを一覧によりホームページ等で一般に公表しています。この一覧表には、施設名称や所在地等とあわせて、重要事項説明書の最終頁に記載されている「料金プランの一例（最も一般的・標準的なプラン）」をもとに、各施設の「代表的な料金プラン」を表示しています。

今回、消費税率の引上げに伴い当該欄の情報を更新する必要があることから、上記1(1)による変更届提出の要否にかかわらず、すべての施設について別紙回答票に平成26年4月1日以降の料金等を記載し、提出してください。

(1) 料金表示方法

平成26年4月1日以降の東京都内有料老人ホーム一覧には、提出された回答票に記載の税込（8%）料金を掲載します。

(2) 提出方法

福祉保健局ホームページよりダウンロードした回答票に必要事項を入力して印刷し、ファクシミリ又は郵送により提出してください。

なお、都内で複数の施設を運営している場合は、回答票は法人において取りまとめ、一括して提出してください。

福祉保健局ホームページ「消費税率引上げに伴う有料老人ホーム一覧の料金プラン情報更新について」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/yuuryou/>

(東京都福祉保健局トップページ→高齢者→高齢者施設→有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)→消費税率引上げに伴う有料老人ホーム一覧の料金プラン情報更新について)

(3) 提出期限 平成26年3月14日(金曜日) 必着

(4) 重要事項説明書との関係について

上記2(2)の重要事項説明書の見直しにあたっては、同最終頁の「料金プランの一例(最も一般的・標準的なプラン)」と、今回提出する回答票の内容とが一致するようにしてください。

(5) 提出先及び問い合わせ先

東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設支援課施設運営係 有料老人ホーム担当
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
TEL 03-5320-4537(直通)
FAX 03-5388-1391

4 介護費用に係る一時金の取扱いについて

別添の国通知「1. 介護費用に係る一時金の取扱い」を参照し、適切に対応してください。